

行動規範

千葉県林業連携協議会
令和元年11月20日

千葉県の森林は、小規模零細な所有形態であるが人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、森林資源の循環利用による森林機能の維持増進を図っていくことが期待されている。

また、近年では地球規模で激甚な災害が多発しており、県土の保全を始めとする公益的機能の維持増進がより一層重要となっている。

小規模零細な森林が多い本県の特性を踏まえると、林業事業者間の広域的な連携体制を確保することや川上・川中・川下の関係者が互いに理解し合い、それぞれが持続的な経営を確立することが健全な森林生態系の育成を図る上でも特に必要である。

とりわけ、森林所有者と木材製造者をつなぐ千葉県林業連携協議会（以下「協議会」という。）及びその会員（以下「会員」という。）は、木材を安定的に供給し、伐採後の再造林を推進する中核的な担い手として、常に技術力を研鑽・向上し、効率的な作業システムを実践するとともに、併せて森林の公益的機能の発揮にも留意し、森林資源の保続に努めるなど、地域社会の安定にも貢献していく必要がある。

こうした現状認識の下、協議会及び会員が、地域社会から必要とされる存在となるよう、誠実かつ公正に活動するにあたって拠るべき行動規範を、以下のとおり定める。

一 資源の循環利用を推進すること

森林が限りある資源であることを踏まえて、長い時間軸で捉えた地域持続型の経済原則の構築に努め、「伐って・使って・植えて・育てる」という資源循環システムの実現に取り組む。

また、経営の強化に努めるとともに、自ら、あるいは会員間連携により、主伐・再造林を担い得る体制づくりに努める。

二 木材産業の振興を支えること

木材産業の安定的な発展と、これを支える森林資源の持続的利用を実現するため、川中・川下の関係者と連携を図りながら、木材の安定的な供給に努めるとともに、地域マーケットの創出・成長支援に取り組む。

三 森林が有する公益的機能の発揮促進に努めること

森林が有する公益的機能の重要性をよく認識し、伐採搬出作業における林地の保全、流域保全や森林生態系の保全に努める。

また、主伐後は、林地の保全等を図るため、自ら、あるいは会員間連携により、再造林の積極的な推進に努める。

四 地域社会に貢献すること

地域における就労の場の提供に努め、事業実行を通じて地域経済に寄与するとともに、地域防災に協力するなど、地域社会への貢献に努める。

五 従業員の労働環境の向上、労働安全衛生に取り組むこと

従業員の人格、個性等を尊重し、公平な処遇を実現するとともに、従業員の技術力の向上や雇用条件、労働環境の改善に努め、働きがいのある職場環境の提供に努める。

また、労働安全法令を遵守し、労働災害の未然防止対策の推進に努める。

六 コンプライアンスの確保に取り組むこと

事業実行をはじめあらゆる場面において、法令を遵守し、社会倫理を備えた良識ある行動に努める。

七 伐採・搬出・再造林ガイドラインを定め、遵守すること

遵守すべきガイドラインを別紙のとおり定め、地域社会から信頼を得られるよう積極的に取り組む。

八 災害からの復旧・復興活動に積極的に取り組むこと

災害からの復興・地域再生へ貢献するとともに、防災、減災の支援に向けた体制整備に取り組む。

九 地域を思い、ぶれることなく、同じ目的を追い続け、その努力を継続する仲間であること

伐採・搬出・再造林ガイドライン

- 1 伐採・更新計画の作成
- 2 契約、許可・届出、制限の確認
 - (1) 森林の土地や立木の権利の確認
 - (2) 森林経営計画・伐採及び伐採後の造林の届出（伐採造林計画）の確認
 - (3) 保安林等法令による制限
 - (4) 補助事業の履歴の確認
 - (5) 森林の土地の購入の際の届出
- 3 路網・土場の整備
 - (1) 使用目的・期間に応じた整備
 - (2) 整備に当たっての留意事項
- 4 伐採に係る留意事項
 - (1) 伐採区域
 - (2) 作業実行上の配慮
- 5 造林に係る留意事項
 - (1) 更新方法
 - (2) 再造林に関する森林所有者への説明等
 - (3) 伐採と造林の一貫作業の推進等
 - (4) 苗木の確保
- 6 事業実施後の留意事項等
 - (1) 枝条残材、廃棄物の処理
 - (2) 路網・土場の管理等
 - (3) 事後評価
- 7 健全な事業活動
 - (1) 労働安全衛生
 - (2) 雇用改善・事業の合理化
 - (3) 作業請け負わせ
 - (4) 広域な事業活動への対応

伐採・搬出・再造林ガイドライン

1 伐採・更新計画（別紙）の作成

- ア 皆伐・再造林を計画する会員は、森林所有者の意向と伐採現場の状況を踏まえて、伐採・更新計画を作成する。なお、伐採・更新計画は、森林経営計画、伐採及び伐採後の造林の届出の様式を活用することも可能とする。また、森林整備事業の補助金申請に係る事前計画を伐採・更新計画として活用して、森林所有者、伐採を行う者及び造林を行う者の間で、伐採から再造林までの実施について共通の認識を得ることも可能とする。
- イ 作成に当たっては、伐採後の的確な更新を確保できる更新計画を定めてから、それを勘案して伐採計画を定める。
- ウ 過去に山地災害があった森林や山地災害危険地区などの崩壊の危険がある森林、風害や雪害等の気象害や野生獣類の食害が発生している地域、地利的条件などから経費の収支が見合わない森林などを慎重に判断する。
- エ 立木売買契約や作業委託、請負契約等の契約を締結する前に、伐採・更新計画を森林所有者に説明する。

2 契約、許可・届出、制限の確認

(1) 森林の土地や立木の権利の確認

会員が森林所有者との立木売買契約や主伐作業請負契約を締結する際には、森林の土地及び立木に係る権利者や権利の区域の範囲について確認を行う。

(2) 森林経営計画・伐採及び伐採後の造林の届出（伐採造林計画）の確認

（森林経営計画で、対象森林で主伐を計画している場合）

- ア 会員は、森林経営計画の認定の有無及び認定を受けている森林では、対象森林の伐採（主伐）や造林の記載内容について確認を行う。
- イ 経営計画対象森林で計画に基づき伐採を行うとき事後に行う「森林経営計画に係る伐採等の届出」について、会員が森林経営計画の作成者の場合は、自ら適切に届出を行うとともに、作成者ではない場合は、森林経営計画認定者と調整を図る。

(3) 保安林等法令による制限

- ア 会員は、保安林等法令による伐採の規制がある土地であるかどうか確認する。
- イ 保安林の場合、指定施業要件を確認の上、伐採許可を申請する。その他の法令で伐採規制がある場合には、規制内容を確認し必要な許可等を得る。

(4) 補助事業の履歴の確認

会員は、造林補助事業等の履歴を森林所有者に確認し、伐採を行うことにより、過去の造林補助事業等の補助金返還要件に抵触しないか確認する。

参考

① 県単補助の場合 補助事業が完了した翌年度から起算して5年間

② 国庫補助の場合 補助事業が完了した翌年度から起算して5年間

ただし、環境林整備事業（公的森林整備、被害森林整備）については10年間

(5) 森林の土地の購入の際の届出

会員は、立木とあわせて森林の土地を購入した場合、その土地の規模に応じて、国土利用計画法に基づく届出、又は、森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出を行う。また、計画的な森林施業の実施を図る観点から、購入した森林については森林経営計画を作成し、認定を受けるよう努めるものとする。

3 路網・土場の整備

(1) 使用目的・期間に応じた整備

ア 路網・土場の整備を行う者は、開設に当たっては、所有者等との話し合いにより使用目的や期間、管理者を明確にし、適切な施工をする。なお、路網とは、林道・作業道・作業路から構成され、それぞれの役割や利用形態等に応じて適切に組み合わせた路網を現地の条件に合わせて整備する。

イ 時的に使うものについては、埋め戻し等の方法により原状回復が早く進むように、長期にわたり使用するものは路体・土場、法面が早期に安定するように、それぞれ配慮する。

(2) 整備に当たっての留意事項

ア 路網や土場は、伐木造材や集材等に使用する機械の種類等に適合し、作業効率性が最大になるように配置する。その際、現地踏査や資料等により、地形・地質、気象条件、水系や地下構造等を確認するとともに、道路等の公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況等も考慮する。なお、行為制限等を受ける土地においては、許可条件を逸脱しないよう留意する。

イ 森林作業道の作設に当たっては、「千葉県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日）「千葉県作業道開設規準」（平成24年3月1日）に基づく路線計画、施工、周辺環境への配慮、管理を行うこととし、林地の保全や民家、一般道、水源地付近での配慮、生態系と景観保全への配慮、切土・盛土と法面の処理、排水の処理等を適切に行うものとする。

4 伐採に係る留意事項

(1) 伐採区域

ア 会員は、伐採開始前に森林所有者と協議を行い、林地の保全、落石、風害等の防止等のため、溪流周辺や尾根筋について保護樹帯を設置することや、野生生物の営巣に重要な空洞木の保護を図ることなど、伐採の適否を慎重に検討する。

イ 伐採を行う際には、土地の所有界を超えた伐採をしないよう、当該地の森林所有者や隣接する森林所有者へ確認の上、あらかじめ、伐採範囲を確認し、区域を明確化する。

ウ 森林の多面的機能の持続的発揮の観点から、伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないように、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置する。

(2) 作業実行上の配慮

ア 会員は、林地を一時的に作業道や土場として使用した時は、その後の植生回復に支障を来さぬよう土壌の固結や攪乱に注意する。

イ 民家、一般道等への伐倒木、転石等の落下防止や、早朝等における騒音等に注意を払う。

ウ 現場への進入路等に立て看板を設置する等により、現場内の安全確保、事故防止に努める。

エ 地域住民の通行する道路では、作業が通行の妨げとならないよう十分に注意を払うとともに、運材のための道路の使用について必要な許可、地域の理解を得た上で作業を行う。

5 造林に係る留意事項

(1) 更新方法

ア 市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」は、植栽により確実に更新を図る。

イ 「木材生産に適する森林など持続的に林業を行うことが可能と考えられる森林」は、木材生産を目的とした樹種を選定し、積極的に植栽を検討・提案する。

ウ 天然更新において、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。

エ 植栽に当たっては、防護柵の設置等の被害防止対策や、猟友会などの関係者と連携し加害獣の捕獲について検討するとともに、適切な保育作業により森林の健全な育成を図る。

(2) 再造林に関する森林所有者への説明等

会員は、必要に応じて造林事業者と連携して、森林所有者に対して伐採から再造林までに係る収支や再造林の必要性等をわかりやすく説明するなど、再造林に向けた森林所有者の意識の醸成に努める。

(3) 伐採と造林の一貫作業の推進等

会員は、再造林における森林所有者等の負担軽減を図るため、伐採と造林の一貫作業により、作業効率の向上に努めるとともに、コンテナ苗等の導入により、植栽・保育経費の軽減を図る。

(4) 苗木の確保

ア 計画的な再造林を推進するため、伐採を計画する時点で、会員は、計画的な苗木の調達を行うよう努める。

イ 森林経営計画等に基づく計画的な再造林の推進と苗木の安定的な需給調整を図るため、千葉県林業種苗需給連絡協議会に対して、伐採・再造林面積や苗木需要に関する短・中長期の見通しについて、情報提供に努める。

6 事業実施後の留意事項等

(1) 枝条残材、廃棄物の処理

ア 会員は、枝条残材を利用しない場合は、林地で雨水を堰き止め、崩壊を誘発すること等がないよう片付け方に十分注意するとともに、発生量を見積もって存置箇所の準備や処理方法を定める等、巨大な枝条残材の山積みは避ける。

イ 廃棄する資材、廃油等は全て持ち帰り、適切に処分する。

(2) 路網・土場の管理等

ア 一時的に使用した路網、土場は、森林所有者等との取り決めに基づき、必要に応じて埋め戻すなどし、植生の回復を促す。

イ 継続して使用する路網、土場については、管理者が作業により荒れた箇所の補修を行うとともに、長期間壊れにくい施設となるよう必要な排水処理等を行う。

ウ 森林作業道については、林業者以外の進入防止のため、管理者はゲートの設置や施錠等により適正に管理する。

エ 会員が運搬に使用した道路等については、管理者との取り決めに応じて、必要な補修等を行う。

(3) 事後評価

伐採更新計画について事業体内部で事後評価を行う。計画並びに作業実施が適正であったかを検討し、次回からの改善につなげる。

7 健全な事業活動

(1) 労働安全衛生

ア 会員は、労働安全衛生法を始めとする関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。

イ 厚生労働省が定める「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイ

ドライン」及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、林業・木材製造業労働災害防止協会が定める「林業・木材製造業労働災害防止規程」等を備え、具体的な事項についてはこれを参照する。

ウ 現場には、作業主任者、特別教育修了者等の必要な有資格者を配置するとともに、従業員の資格取得に努める。また、緊急時の速やかな救護のため、緊急連絡体制等を整備する。

エ 危険予知ミーティング、指差し呼唱を毎日必ず実施するとともに、新たに採用した従業員の配置時や新たな機械の導入時などにはリスクアセスメントを実施し、危険要因の排除に努める。

オ 新規就業者や中高年者の労働安全には特に注意を払う。

カ 健康診断を定期的実施するとともに、熱中症の予防、振動障害の予防に取り組むなど、従業員の健康維持に努める。

キ 死亡災害が多発しているかかり木処理作業など伐木造材作業や、車両系林業機械の運転作業について、安全教育等を通じて安全作業を徹底する。

(2) 雇用改善・事業の合理化

ア 会員は、労働基準法を始めとする関係法令を遵守するほか、雇用通知書等による雇用管理関係の明確化、従業者の常用化等の雇用安定化、社会保険・労働保険の加入など、労働条件の改善に努める。

イ 従業員の日常の業務を通じた技術の習得のほか、技術力の向上につながる資格取得、研修への計画的な派遣に努める。

ウ 日頃から職場内のコミュニケーションを十分に図り、従業員個々の人格を尊重し、働きやすい職場作りに努める。

エ 施業集約化による森林施業の実施の働きかけや、高性能林業機械を活用した作業システムによる効率的な施業を実施できる人材の育成を促進し、生産性の向上を図りながら、事業量の安定的確保を図る。

(3) 作業請け負わせ

ア 会員は、作業を他の事業体に請け負わせる場合は、条件の明確な契約を文書で交わすとともに、契約金額は、作業内容等に見合ったものとする。

イ 請負作業については、森林所有者から同意を得た伐採・更新計画の内容を遵守することを仕様書等で定める。また、請け負わせ先の事業体が計画段階から関与しておくことが望ましい。

ウ 計画変更などがある場合は、請け負わせ先、会員、森林所有者の三者間で円滑に進むように配慮する。

(4) 事業改善

会員は、作業日報等による工程管理を行い、伐倒、集材、造材、運材と、集材等と併せて行う機械地拵えの作業について、実行データを分析して作業のボトルネックがあれば対処する等、事業活動の改善に取り組む。

(5) その他

森林認証を取得した森林においては、認証基準に基づき適切に管理する。

(別紙)

伐採・更新計画

年 月 日

作成者 伐採事業者
造林事業者

住所
住所

氏名
氏名

印
印

No.	森林の所在				森林所有者の 同意 済・未	森林現況		伐採計画				更新計画					一貫 作業 の 実施
	市町村	字	地番	林小班		樹種	林齢	伐採 期間	伐採 方法	面積 (ha)	搬出材 積(m3)	更新 方法	植栽樹 種・規格	植栽面 積 (ha)	植栽本 数 (本)	植栽 期間	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
								計				計					

作業道の設置		伐採作業と造林作業の連携の具体的な内容	補助事業の活用 有・無	その他特記事項		
有・無						事業
延長 (m)						事業
幅員 (m)						事業

・ 許可・制限・届出等の確認

森林の種類	森林経営計画	①森林経営計画等との整合の確認	②伐採及び伐採後の造林届
制・普	有・無・未	済・未	済・未
③保安林内立木伐採許可	④保安林内作業許可	⑤その他法令手続き ()	伐採区域の明確化
済・未	済・未	無・済・未	済・未

・ 添付図面 : 位置図、区域図等

(記載要領)

- 1 伐採・更新計画は、伐採の前に伐採事業者と造林事業者が連名で作成すること。
- 2 伐採・更新計画は、1 施業箇所（林分）ごとに作成すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を切り捨てること。
- 4 搬出材積は、小数第1位を四捨五入し、整数止めとすること。
- 5 伐採方法は、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 6 更新方法は、再造林、拡大造林、人工播種、ぼう芽更新及び天然下種更新の別に区分して記載すること。
- 7 植栽樹種・規格の規格については、コンテナ苗、少花粉等を記載すること。
- 8 許可・制限・届出等の確認については、必要とされる手続きについて、現時点の状況を~~済~~み、該当~~無~~しまたは~~未~~処理として記入すること。
- 9 その他法令手続きについては、自然公園法・鳥獣保護管理法・文化財保護法・急傾斜地法・砂防法等に該当する許可申請書名を()内に記載し、現時点の状況（無・済・未）を記入すること。
- 10 獣害対策については、植生保護柵、忌避剤散布等を記載すること。
- 11 伐採計画、更新計画及び連携計画はそれぞれ別様で作成することも可能。